

科学と社会委員会（第25期・第2回）
議事次第

1. 日 時 令和3年2月8日（月） 16：30～18：30

2. 会 場 （オンライン形式）

3. 議 題

(1) 日本学術会議の提言機能について

(2) その他

4. 配布資料

資料1 科学と社会委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

資料2 前回議事要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

参考資料 科学と社会委員会運営要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第 25 期 科学と社会委員会委員名簿

令和 2 年 11 月現在

	氏 名	所属・職名	備 考
副委員長	小林 傳司	大阪大学 C O デザインセンター教授	第一部会員
	野口 晴子	早稲田大学政治経済学術院教授	第一部会員
	平田オリザ	四国学院大学社会学部教授	第一部会員
幹事	北島 薫	京都大学農学研究科教授	第二部会員
	小安 重夫	国立研究開発法人理化学研究所理事	第二部会員
	武田 洋幸	東京大学副学長、大学院理学系研究科教授	第二部会員、 第二部部長
	丹下 健	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	第二部会員、 第二部副部長
幹事	伊藤 公平	慶應義塾大学理工学部教授	第三部会員
	北川 尚美	東北大学大学院工学研究科教授	第三部会員、 第三部幹事
	所 千晴	早稲田大学理工学術院教授	第三部会員
委員長	菱田 公一	明治大学研究・知財戦略機構特任教授	第三部会員、 副会長

科学と社会委員会（第 25 期・第 1 回）議事要旨

- 1 日 時 令和 2 年 11 月 20 日（金） 17:15～19:00
- 2 場 所 オンライン
- 3 出席者 菱田公一、小林傳司、野口晴子、北島薫、小安重夫、武田洋幸、丹下健、伊藤公平、
北川尚美、所千晴
（欠席）平田オリザ
事務局 高橋参事官、小川参事官補佐、谷口審議専門職
- 4 議事要旨
 - 【役員の選出について】
 - 菱田委員長により、副委員長には小林委員が、幹事には北島委員と伊藤委員が指名され、委員会の同意を得て了承された。
 - 【分科会について】
 - 菱田委員長より、まずは企画分科会を立ち上げること、企画分科会において学術会議の改革案骨子を検討していくことなど、第 25 期の科学と社会委員会分科会の構成について説明があり、企画分科会を含む 4 分科会を設置することが了承された。
※企画分科会の名簿が古いものが添付されていたためその場で訂正。
 - 【科学と社会委員会の運営について】
 - 菱田委員長より、委員会と分科会の運営について方向性の説明があった。
 - ・提言のあり方について、この委員会・分科会で議論していく。
 - ・SDGs との関係については、落ち着いてから検討する。
 - ・緊急時における学術会議の対応をどうするかを検討する。
 - ・提言を関係部署に説明に行くことを検討する。
 - 【その他】
 - 委員会のメールアドレスを使用して情報交換することについて了承された。
 - 第 1 回会議の議事要旨は、事務局は作成したものを委員長が確認し、委員に配布する。次回以降は幹事に作成をお願いすることになった。
 - 委員会は 1 月に 1 回くらいのペースで開催したい。

以 上

●科学と社会委員会運営要綱

〔平成 17 年 10 月 4 日〕
日本学術会議第 1 回幹事会決定

(組織)

第 1 科学と社会委員会（以下「委員会」という。）は、副会長（日本学術会議会則第 5 条第 2 号担当）、各部の 3 名（うち 1 名は役員とする。）の会員及び必要に応じて会員又は連携会員の中から選ばれる 8 名以内の委員をもって組織する。

(分科会)

第 2 委員会に、次の表のとおり分科会及び小委員会を置く。分科会及び小委員会の設置期限は当該期末までとし、委員長は期首及び適時に分科会及び小委員会の設置について幹事会に提案する。

分 科 会	調査審議事項	構 成	備 考
科学と社会企画分科会	1. 学術の未来像の社会との関係 2. 科学と社会委員会から検討を求められたことに係る審議に関すること	副会長（日本学術会議会則第 5 条第 2 号担当）及び委員会の 7 名以内の委員並びに会員又は連携会員若干名	設置期間：令和 2 年 11 月 26 日～令和 5 年 9 月 30 日
政府・産業界・市民との連携強化分科会	1. 文部科学省等の省庁及び日本経済団体連合会等の産業界との懇談の企画及び実行に関すること 2. サイエンスカフェ、サイエンスアゴラ及びその他市民との対話に向けた企画の検討に関すること	副会長（日本学術会議会則第 5 条第 2 号担当）及び各部の 3 名以内の会員並びに連携会員若干名	設置期間：令和 2 年 11 月 26 日～令和 5 年 9 月 30 日
課題別審議等査読分科会	勧告、要望及び声明並びに課題別委員会（大学教育の分野別質保証委員会を除く）及び幹事会附置委員会が作成する提言及び報告の草案の査読に関すること	副会長（日本学術会議会則第 5 条第 2 号担当）及び各部の 6 名以内の会員並びに連携会員若干名	設置期間：令和 2 年 11 月 26 日～令和 5 年 9 月 30 日
年次報告検討分科会	年次報告書の執筆・編集に関すること	副会長（日本学術会議会則第 5 条第 2 号担当）及び各部の 1 名の会員並びに連携会員若干名	設置期間：令和 2 年 11 月 26 日～令和 5 年 9 月 30 日

(庶務)

第3 委員会の庶務は、事務局企画課及び参事官（審議第一担当及び審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年11月22日日本学術会議第29回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年4月26日日本学術会議第37回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年12月25日日本学術会議第70回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成21年2月26日日本学術会議第72回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年10月28日日本学術会議第139回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年12月21日日本学術会議第142回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成24年1月27日日本学術会議第144回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年2月22日日本学術会議第169回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年9月24日日本学術会議第178回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年3月20日日本学術会議第190回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２６年１０月２３日日本学術会議第２０４回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２７年１月２９日日本学術会議第２０８回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２７年５月２２日日本学術会議第２１３回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２７年６月１９日日本学術会議第２１４回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２７年８月２８日日本学術会議第２１７回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２７年１２月１８日日本学術会議第２２３回幹事会決定）
この決定は、平成２８年２月２９日から施行する。ただし、第２の表科学力増進分科会の号の改正規定は、平成２８年３月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月２４日日本学術会議第２２６回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２８年８月２６日日本学術会議第２３３回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２９年４月２８日日本学術会議第２４５回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２９年５月２６日日本学術会議第２４６回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２９年１０月３０日日本学術会議第２５６回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２９年１２月２２日日本学術会議第２５８回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成３０年２月２２日日本学術会議第２６０回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成３０年５月３１日日本学術会議第２６４回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成３０年８月２２日日本学術会議第２６８回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和２年１１月２６日日本学術会議第３０４回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。